

清須市就労的活動支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

生活支援体制整備事業では、高齢者が社会参加できる地域づくりを推進しているが、社会参加できる選択肢は未だ少ない状態にある。

そこで、高齢者の社会参加を促進させるため、地域でボランティア等を希望する高齢者と就労的活動支援の場を提供できる民間企業・団体等をマッチングし、個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする「就労的活動支援コーディネーター」を設置することで、生きがいのある生活を送ることができるよう支援する。

2 業務概要

(1) 業務名

清須市就労的活動支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「清須市就労的活動支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」）のとおり

(3) 提案上限額

7, 787, 040円（非課税）とする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の参加資格要件を満たす者とする。

(1) 法人に関すること

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 清須市契約規則（平成17年清須市規則第50号）第5条第3項に基づく競争入札参加資格者名簿に掲載されていること。

ウ 清須市の工事等請負契約に係る指名停止の措置規程（平成17年清須市訓令第34号）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 同種の事業に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。

キ 取り扱う全ての個人情報の保護について、本人の権利の保護、個人情報に関する法規制等を遵守する企業であること。

ク 地方税及び国税を滞納していないこと。

ケ 提案上限額の範囲内で業務が遂行できること。

コ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号。以下この要領において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する。暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していないこと

(2) 実績に関すること

過去(当該年度も含む。)に官公庁において、就労的活動支援業務において同種又は類似業務を元請として実施、または実施中の実績を有することとし、参加申込書(様式1)とともに、運用実績(様式5)を提出するものとする。

4 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する者は、(1)受付期間に以下(2)参加表明に係る提出物を持参又は郵送にて提出すること。

(1) 受付期間

令和7年4月18日(金)午前9時から令和7年4月24日(木)午後5時まで

(2) 参加表明に係る提出物

ア 参加申込書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 会社概要書(様式3)

(3) 提出要領及び注意事項

- ・提出する紙原本には代表者印を押印して提出すること。
- ・電子メールによる提出は認めない。

5 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書を提出すること。なお、提案書等は仕様書に基づいた内容とし、各8部(正1部・副7部)を提出すること。また、副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。

(1) 受付期間

令和7年4月18日(金)午前9時から令和7年5月13日(火)午後5時まで。
下記「9 書類提出及び問い合わせ先」の担当者まで持参又は郵送にて提出すること。

(2) 提案書にかかる提出物

ア 企画提案書(様式任意)

イ 業務実施担当者調書(様式4)

ウ 業務実績調書(様式5)

エ スケジュール表(様式任意)

オ 見積書(様式6)

(3) 業務実施担当者調書

ア 様式

業務実施担当者調書(様式4)のWordデータに入力すること。

イ 提出要領及び注意事項

業務実施担当者調書に記載されている記載要領に従い記載すること。

(4) 業務実績調書

ア 様式

業務実績調書（様式5）のWordデータに入力すること。

イ 提出要領及び注意事項

業務実績調書に記載されている留意事項に従い記載すること。

(5) スケジュール表

ア 提出要領及び注意事項

- ・任意の様式にて就労的活動支援事業のスケジュール様式を作成し、提出すること。
- ・スケジュール表はA4サイズとし、業務に係る打合わせや事業者ヒアリング、報告書の作成など詳細が分かるように記載すること。また、本市職員との役割・作業分担も明記すること。

(6) 見積書

ア 様式

見積書（様式6）のWordデータに入力すること。

- ・業務の項目別（仕様書の「業務内容」の項目を参照）、見積金額も添付すること。なお、見積もり金額は税抜き価格とすること。

イ 提出要領及び注意事項

- ・紙原本を1部提出すること。
- ・提出する紙原本には代表者印を押印して提出すること。

(7) その他留意事項

ア 面談による書類の提出を希望する場合は、可能な限り、事前に事務局担当者に予約をした上で行うこと。予約がない場合でも受付を行うが、事前予約があったものを優先して対応するものとする。

イ 企画提案書の内容は、「仕様書」を熟読した上で提案者が責任を持って必ず履行できるものとする。

ウ 「仕様書」は必要最低限の要件を定めたものであるが、「仕様書」の内容を満たす代替案は認めるものとする。

エ 「仕様書」に記載のない事項であっても、独自の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合及び業務を行う上で、市にメリットがあると思われる業務においては、積極的に提案すること。ただし、これに係る経費は、提出する見積額に含むものとする。

オ 企画提案書は、原則として文字サイズを12ポイント以上とする。ただし、グラフや図表等の文字についてはこの限りでない。

6 提出書類の取扱い

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の再提出、追加及び変更をすることは一切認めないものとする。

ただし、誤字脱字程度の軽微な修正については、事務局担当者へ事前に連絡

をした上で修正できるものとする。

イ 提出書類は返却しないものとする。

ウ 提出書類は、本プロポーザルによる受注者選定のみ使用するが、清須市情報公開条例（平成17年清須市条例第10号）に基づき、公文書の開示請求がされた場合は、一部又は全部について公開する場合がある。

(2) 提出書類の無効

提出書類について、次の条件のいずれか一つでも該当する場合は、原則として提出書類を無効とし、審査の対象としないものとする。

ア 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない。

イ 許容された表現方法以外の方法が用いられている。

ウ 虚偽の内容が記載されている。

エ 見積額が本業務の提案上限額を超えている。

オ 審査の公平性を害する行為がある。

カ 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる。

キ その他、本要領において規定した条件を満たしていない。

7 審査方法及び審査基準

(1) 審査日時

令和7年5月19日（月）午後2時から 清須市役所 北館2階 第1会議室

(2) 方法

清須市の職員で構成する審査委員会（6人）において、プレゼンテーションによる審査を行い、受託候補者として1社を選定する。

ア プレゼンテーションは、質疑応答を含め30分以内とする。

イ プレゼンテーションは、事前に提出した資料に沿って実施する。

ウ プロジェクターは市で準備したものを使用する。

エ 審査の詳細については、市の担当者と事前に打ち合わせることとする。

(3) 審査基準

企画提案書の評価項目、判断基準及び評価の配点は、次の表のとおりである。

No	評価項目	評価基準	配点(100)
1	業務従事者の経験及び能力	・責任者・担当者の資格・経験・専門性・専任性等	10
2	会社の業務実績	・他自治体での実務実績	10
3	実施方針・業務の工程	・業務趣旨の理解度や業務実施手順（業務実施計画書）等の業務遂行能力	20
4	企画提案	・利用者、実施団体の増加につながる広報能力 ・高齢者個人の状況に合わせた就労的支援の提案	40
5	見積	・業務コストの妥当性	10
6	利用者機能	・WEBサイトの見やすさ、使いやすさなど	10

なお、書類審査による合計点は600点（100点×審査委員6人）である。

(4) 合格基準

書類審査においては、次のとおり合格基準（以下「基準」という。）を設ける。

- ア 審査委員の合計点数が360点（600点×6割）以上であること。
- イ 合計点数が最も高い者であっても、上記の基準に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

(5) 審査結果

審査結果については、参加者全員へ電子メールにより通知する。

なお、審査内容・経過については公表しない。また、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

8 質疑等

(1) 質問及び回答

ア 様式

質問書（様式7）のWordデータに入力すること。

イ 質問要領及び注意事項

- ・令和7年4月24日（木）午後5時までとする。
- ・質問については、必ず「9 書類提出及び問い合わせ先」に電子メールで送信し、電話連絡等で担当者に到着確認を行うこと。また、電子メールを送信する際の件名には参加表明事業者名を必ず記載して送信をすること。

ウ 質問に対する回答

令和7年4月28日（月）午後5時までに全参加表明事業者に対し、電子メールにて行う。

9 書類提出及び問い合わせ先

清須市役所 健康福祉部高齢福祉課介護予防係（北館1階）担当 鳥居・田中

住 所 〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地

TEL 052-400-2911 内線 1452・1454

E-mail koreifukushi@city.kiyosu.lg.jp